

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

April, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

協会けんぽの健康保険料・介護保険料率が変わります！

平成 27 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より 1 カ月遅れで本年 4 月分（5 月納付分）からの適用となります。
保険料率の改定時期が例年とは異なりますので、ご注意ください。

主な都道府県の健康保険料率

	(改定前)	(改定後)		(改定前)	(改定後)
大阪府	10.06%	10.04%	東京都	9.97%	9.97%
兵庫県	10.00%	10.04%	神奈川県	9.98%	9.98%
京都府	9.98%	10.02%	埼玉県	9.94%	9.93%
奈良県	10.02%	9.98%	千葉県	9.93%	9.97%

【介護保険料率】 改正前：1.72% 改正後：1.58%（全国一律）

障害者雇用納付金制度が改正されます。

平成 27 年 4 月より「改正障害者雇用納付金制度」がスタートします。
改正のポイントは、対象事業主の範囲が拡大され、新たに、常時雇用している労働者数が 100 人を超え 200 人以下のすべての事業主に障害者雇用納付金の申告が必要となります。

平成 28 年 4 月 1 日から 5 月 16 日までの間で申告となりますので、対象となる事業主は雇用障害者数のカウントや書類作成等のスケジュールにご注意ください。

障害者雇用納付金とは、雇用障害者数が、法定雇用率（2.0%）を下回った場合に、納付する制度です。

特定求職者雇用開発助成金の支給要件変更

「特定求職者雇用開発助成金」(特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金)は、平成27年5月1日から、以下のように助成額や支給要件の一部が変更となる予定です。

○助成額の変更(中小企業事業主)

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げられていた中小企業事業主に対する助成額が当初の額に戻ります。また、障害者については、助成対象期間が延長となります。

特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額 1	助成対象期間 2
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家族の母等	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年(1年6か月)
短時間労働者	高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家族の母等	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	80(30)万円	2年(1年)

高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額 1	助成対象期間 2
短時間労働者以外	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者 3	40(30)万円	1年(1年)

注:()内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間

1.2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期間といい、支給総額を支給対象期間に分けて支給します。

3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

(文章担当:大畑)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください!!

Q.さんかくなのに、しかくなものなんだ?

先月のQ.「まる」でもあり「さんかく」でもある文字は?

先月の答え:丸(○、3画)